

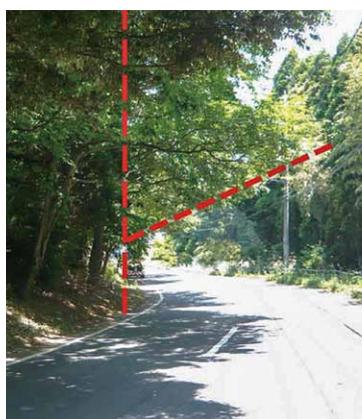
道路

適切な管理をお願いします
樹木はあなたの財産です

問 まちづくり課 道路建設係 ☎ 77・3910

道路上に張り出している樹木の枝などについては、所有者による適正な管理をお願いします。事故などがあつた場合、所有者が賠償責任を問われることがあります。

車道や歩道の一部において、隣接する土地から樹木の枝などが張り出し、通行の妨げとなっている箇所が見受けられます。これらが原因で通行中の車両が損傷するなどの事故が発生した場合、民法の規定により樹木の所有者が賠償責任を問われる場合があります。



- ・ 樹木や竹が茂り、その枝が道路に張り出している
- ・ 枯れ木や枯れ枝の倒木による通行障害がある

Jアラート全国一斉
情報伝達試験

問 総務課 自治振興係 ☎ 77-3903

地震や武力攻撃などの発生時に備え、人工衛星を通じて瞬時に情報伝達する全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた情報伝達試験を行います。

■実施日時 8月5日(水)
午前11時頃(予定)

■放送内容

防災行政無線チャイム
「これは、Jアラートのテストです。」×3回
「こちらは、防災しばやまです。」
防災行政無線チャイム

■「Jアラート」とは

地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を国から人工衛星を通じて瞬時にお伝えするシステムです。

しばやま
花いっぱい運動

問 企画空港政策課 都市計画係 ☎ 77-3909

6月6日(土)、はにわ道沿いの花壇5カ所、役場前や千代田駅前のプランターなどに色鮮やかな花が植えられました。

例年はボランティアの方々を募集しておりましたが、今回は新型コロナウイルス感染症対策のため役員の皆さんだけで行われました。



健診

健康のために
歯科口腔健康診査を実施します

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912

千葉県後期高齢者医療広域連合では、今年度76歳になられる方を対象に歯科口腔健康診査を実施しています。口腔機能の維持・改善のために受診しましょう。

■対象者 昭和19年4月2日、昭和20年4月1日生まれの千葉県後期高齢者医療被保険者の方（令和2年度中に76歳になられる方）

※対象者の方には8月中旬以降に受診票を送付します。

■実施期間 9月1日(火)〜令和3年1月29日(金)

※受診回数は、期間中に限り1人1回となります。

■費用 無料

※歯科口腔健康診査後の治療に要する費用は有料です。

■診査項目 歯（義歯）、歯周

病の状態、口腔清掃状況、口腔機能診査、口腔衛生指導

■受診までの流れ

- ① 町から対象者の方へ受診票を送付します。（8月中旬以降）
- ② 受診票受領後、協力歯科医療機関へ直接予約をしてください。
- ③ 受診票を記入し受診票と被保険者証を持参の上、医療機関に受診してください。

※協力医療機関は、受診票に同封の一覧または千葉県後期高齢者医療広域連合のホームページでご確認ください。

「避難行動要支援者名簿」を

避難支援等関係者へ提供しました

☎ 福祉保健課 福祉係（名簿関係） ☎ 77・3914
 総務課 自治振興係（防災関係） ☎ 77・3903

近年、地震、集中豪雨や台風により全国各地で大規模な災害が発生しています。災害発生時には道路の寸断や火災、ライフラインの断絶などで《公助》である行政の救出活動がすぐに行きとせは限りません。このため「自分の命は自分で守る」という《自助》および「地域住民が協力し、みんなで助け合う」という《共助》の意識も求められています。地域での《共助》の力の強化のため、町では自ら避難することが困難な方などの情報を登録した「避難行動要支援者名簿」の一斉更新を行い、避難支援等関係者へその名簿を提供しました。

■避難行動要支援者の登録対象となる方

- ① 70歳以上のみの世帯の方
- ② 要介護認定3～5の方
- ③ 身体障害者手帳1級・2級の方
- ④ 療育手帳①の1、①の2、②の1、②の2の方

⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

※上記以外でも、災害時の避難などに不安がある方も登録ができます。

■名簿を提供した避難支援等関係者

条例に基づき、山武警察署、山武郡市広域行政組合消防本部、町消防団、町社会福祉協議会、町民生委員児童委員協議会、自治会等地域団体（区長）、自主防災組織の7つの組織

■個別支援計画作成のお願い

名簿に記載された要支援者に限らず、ご家族や知り合いが近くにいないなど、災害時に頼れる人がいない方には地域の協力が特に大切です。日頃からの関係づくりをしておくことで災害時の支援体制の構築につながります。避難場所や避難方法に不安がある方は、地域の民生委員や区長の方々にご相談するなど、災害に備えて**個別の行動計画**を作成するようお願いいたします。

令和2年度

千葉県男女共同参画推進事業所表彰

千葉県では、仕事と家庭の両立支援や女性の登用・職域拡大などに取り組んでいる県内の事業所を表彰し、ホームページなどで広く紹介しています。

■対象となる事業所

県内に事業所を有し、次の取り組みを積極的に行っている法人およびその他の団体

※国・地方公共団体を除く

- ① 女性の採用・登用や職域拡大のための取り組み
- ② 職業生活と家庭生活などの両立を支援するための取り組み
- ③ その他、男女が共同して参画できる職場づくりに向けた取り組み
- ④ 他の模範となる男女共同参画の推進に資する独自の・先駆的な取り組み

■参考事例

- ・ 職種や常勤と非常勤を問わず利用可能な保育園を設置している
- ・ ハラスメント防止についての研修を定期的に行っている
- ・ 介護休業期間の上限を法定期間以上に延長している

・ 短時間勤務制度などを整備している

■応募方法

・ 応募用紙と調査票に必要事項を記入の上、千葉県男女共同参画課まで郵送

※応募用紙と調査票は、同課ホームページに掲載しています。

・ 応募については、自薦および他薦を問いません。自薦は事業所やその従業員による応募を指し、他薦は市町村や商工、労働者、医療・福祉関係、環境関係、農林水産関係、教育関係などの各種団体による推薦のことを指します。

■選考方法

千葉県男女共同参画推進事業所表彰選考委員会での選考を経て知事が決定

■応募期限

8月31日(月) 午後5時必着

■問合せおよび応募先

千葉県総合企画部男女共同参画課事業推進班（〒260-0866 千葉県中央区市場町1-1）
 ☎ 043-223-2379
 FAX: 043-222-10904